



28首公協発第214号
平成28年11月16日

公益社団法人全日本不動産協会
理事長 原嶋 和利 様

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会
会長 中井 加明



規約違反事業者への新たな対応について

拝啓 平素、当協議会の業務につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会は、インターネット広告の適正化を推進するため、主要な不動産ポータルサイト5社（アットホーム(株)、(株)CHINTAI、(株)ネクスト、(株)マイナビ及び(株)リクルート住まいカンパニー）をメンバーとする「ポータルサイト広告適正化部会」を設置し、メンバー各社及び当協議会が認定したおとり広告等の違反物件の情報共有を行い、該当物件情報については削除するほか、再発防止等の策を講じております。

しかしながら、インターネットによる「おとり広告」等の重大な不当表示は後を絶たず、マスコミ等でも採り上げられるなど社会的非難も受けております。

また、消費者庁から、不動産公正取引協議会連合会に対し、平成28年4月25日付で「不動産のおとり広告に関する取締り強化の要請について」と題する書面が送付されるなど、「おとり広告」の是正が強く求められている状況になっております。

そこで、同部会は、インターネット広告の適正化をより一層推進するため、新たな方策として、当協議会が嚴重警告及び違約金課徴の措置を講じた事業者に対し、部会メンバー各社のサイトへの広告掲載を原則として1か月間以上停止する等の処分を行うことを決定し、平成29年1月から開始することとしております。

つきましては、このような対応を採ることについて、貴団体傘下の会員事業者に周知していただきますようお願いいたします。

敬具

平成28年11月16日

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会
ポータルサイト広告適正化部会

規約違反事業者への対応について

不動産の表示に関する公正競争規約違反事業者に対して、一定期間、不動産ポータルサイトへの広告掲載を停止する施策を開始します

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会は、昨今、新聞報道やテレビニュース等において、不動産のおとり広告が社会問題として非難を浴びている状況に鑑み、特にインターネット広告における「おとり広告」の撲滅を強力に推進するため、不動産の表示に関する公正競争規約に違反し、嚴重警告及び違約金課徴の措置を講じた不動産事業者に対して、当協議会に設置した「ポータルサイト広告適正化部会」の構成会社がそれぞれ運営する不動産情報サイトへの広告掲載を、原則として、1か月間以上停止する施策を平成29年1月度の措置から開始します。

この施策は、構成会社各社の規定等に基づき行われ、掲載停止期間を設けることで、一般消費者へのおとり広告等によるさらなる被害拡大を抑止し、対象となった不動産事業者は当該期間内に掲載物件情報等のメンテナンスを確実に実施し、体制を整えることにより、おとり広告をしないという意識の向上を図り、さらには、適正な表示を行っている大多数の不動産事業者の利益を確保するために行うものです。

<ポータルサイト広告適正化部会 構成会社>

会社名	所在地	運営サイト名
アットホーム株式会社	東京都大田区	at home
株式会社CHINTAI	東京都港区	CHINTAI
株式会社ネクスト	東京都港区	HOME'S
株式会社マイナビ	東京都千代田区	マイナビ賃貸
株式会社リクルート住まいカンパニー	東京都中央区	SUUMO

<本件に関するお問い合わせ>

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会
東京都千代田区麴町1-3 ニッセイ半蔵門ビル3階
TEL: 03(3261)3811 FAX: 03(3261)3933